

第57回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：令和5年11月8日)

開催日及び場所			令和5年9月25日（月曜日）農林水産省第3特別会議室				
委員			戸塚 輝夫(公認会計士) 大八木 葉子(弁護士) 青山 浩子(農業ジャーナリスト)				
審議対象期間			令和4年10月1日～令和5年6月30日				
審議対象案件			599件	うち、1者応札案件 205件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	12件		
抽出案件			10件 (抽出率 2%)	うち、1者応札案件 8件 (抽出率 4%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件	5件 (抽出率 42%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争		1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件	
		指名競争	公募型指名競争		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件
			工事希望型競争		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件
			その他の指名競争		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件
			随意契約		0件	うち、1者応札案件 -件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件
		業務	一般競争		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件
	指名競争		公募型競争		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件
			簡易公募型競争		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件
			その他の指名競争		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件
			随意契約	公募型プロポーザル		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件
	簡易公募型プロポーザル			1件	うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件	
	標準型プロポーザル			0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件	
	その他の随意契約			0件	うち、1者応札案件 -件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件	
	物品・役務等		一般競争		4件	うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	3件
			指名競争		0件	うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件
			随意契約（企画競争・公募）		4件	うち、1者応札案件 4件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	2件
			随意契約（その他）		0件	うち、1者応札案件 -件 契約の相手方が公益社団法人等の案件	0件
	(特記事項)						

	意見・質問	回答等
	(詳細に記述すること。)	(詳細に記述すること。)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：大臣官房予算課会計指導班

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

第 57 回入札等監視委員会
委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
指名停止等についての報告	
株式会社安武建設工業は熊本県知事より 30 日間、株式会社中村建設は東京都知事より 37 日間の指名停止処分を受けている。 他方農林水産省では前者を 3 ヶ月、後者を 2 ヶ月の指名停止措置としている。指名停止期間の長短が逆なのはなぜか。	安武建設工業は経営事項審査の虚偽申請について、中村建設は管理技術者の配置不備について指名停止の対象となったが、前者の方が後者よりも重大な内容ため、当省の指名停止措置としては前者を 3 ヶ月、後者を 2 ヶ月としている。
一般社団法人日本穀物検定協会について、不適正な農産物検査等を実施したとあるが、具体的にはどういうことか。故意に行ったのか。	輸入米にカビが生えていると認識しながら検査証明書を発行したもの。故意かどうかについては当方では把握していない。
工事・競 5 公務員宿舎（技会金谷 23）建築改修その他工事	
一者応札の改善策において要件の緩和とあるが、競争参加資格の等級の拡大の他に何が考えられるか。	同種工事の施工実績要件の緩和を考えている。
公務員宿舎の改修工事というのは技術的に難しいものなのか。	それほど難しいものではない。
5 者から競争参加資格申請確認書が提出され、4 者が辞退しているが、なぜか。	入札参加申請から入札までの間に他の工事を受注したことにより、配置予定技術者を他の工事に配置したことで本工事に予定していた者が配置できない等、入札までの期間で事情が変わったこと等が原因として考えられる。

意見・質問	回答等
工事・随2 令和4年度「田んぼダム」の推進に向けた調査検討業務	
一者応札の改善策において、令和5年度は実証地区の現地調査などを実施しないことで作業内容の見直しを行ったとあるが、業務の質が下がることが懸念されないか。	ウェブ会議の活用のほか、他の調査結果資料や国営完了地区の資料を活用することで、現地での作業を減らしつつ、当該懸念がないよう実施する。
参加表明をした事業者が直前に辞退したのはなぜか。	参加表明を行い技術提案書を作成するまでの間に他の業務を受注してしまい、本業務の対応が困難になったことが考えられる。
本業務は随意契約で行わなければならないほど技術的に難しいものなのか。	取組自体は排水路に柵を設置するだけの簡易な取組であるが、調整板の設計には、地域ごとの降雨計算や排水解析等の農業・農村工学的な技術的要素が必要である。
物役・競249 令和4年度輸出環境整備緊急対策委託事業（海外模倣品対策）	
低落札率だが、見積徴取業者の選定方法に工夫はできなかったのか。	当該案件は意見招請を行い実施しているが、その際提出された見積額に事業者ごとの開きがあったため、適切な見積りの見極めが困難であり、低落札率となった。
現地調査はもともと予定していなかったのか。	予定しており今回も行ったが、受注者が現地に法人を持っていたため渡航せずに現地の法人にて実施できることとなった。
模造品があった場合には日本への輸入を禁止するのか、現地の裁判所へ訴訟し、止めさせるのか。	後者となる。現地で知的財産権を確立させたうえで、最終的には訴訟ということになる。
国としては契約金額は小さいが、委託した調査やコンサルタントを行うことで成果が得られるため、質的には問題ないということか。	今年度の業務であるためまだ結果は出ていないが、成果は上がってくると考えている。

意見・質問	回答等
物役・競252 令和5年度福島県産農産物等流通実態調査委託事業	
平成29年度には同様の事業で複数の参加者があったが、その後は改善策を講じても改善の余地がないのはなぜか。	当該事業では、流通段階ごとに価格等の流通実態を調査するための知見・ノウハウが必要であり、ここ数年は手を挙げた対応可能な事業者が結果的に1者となったと考えられる。
1者応札改善の余地が見込まれないということだが、契約金額は相手の言い値になるのか。予定価格はどのように算出したのか。	今回は参考見積もりの提出がなかったため、市況価格等の調査及び積み上げを行い算出している。
当面毎年度行われるとのことだが、改善の余地なしとしてこの先も当該事業者が落札するのは健全ではないのではないか。契約内容を細分化するなどについて考えられないか。	業務内容が非常に幅広いため対応できないという意見もあるが、一体的に調査する必要があるため分割することは難しいと考えている。一方、共同事業体による応募を可能としており、複数者が分割・協力して実施することもできるよう対応している。
物役・競261 有害化学物質リスク管理基礎調査委託事業（加工食品中のトランス脂肪酸含有実態調査）	
公益社団法人等が選定されているが、令和4年度に同様の契約を行ったときの応札状況はどうか。	令和4年度も2者の応札があり、受託者は公益財団法人日本食品油脂検査協会、もう1者は■■■■■■■■■■であった。
平成18年度、平成19年度にも調査し、更に平成26年度、平成27年度にも行っているが、当時の応札者も公益社団法人等だったのか。	平成18年度、平成19年度については不明。平成26年度、平成27年度は同じ受託者が実施している。
数年間同じ受託者ということだが、当該事業はそれほど特別な技術が必要な専門性があるのか。門戸を広げるための改善策はあるのか。	当該事業は技術力の高い事業者でなければ国のデータとして活用できない分析値になるおそれがあるため、入札参加要件に精度管理の要件を課している。要件を満たす事業者が複数いることは認識しているため、それらの事業者が参加できるような事業設定を検討する。
物役・競278 令和5年度水産防疫対策委託事業（養殖水産動物の診療体制の整備）	
1者応札改善策について、仕様書に再委託可能な旨明示するとあるが、今回は記載しなかったのか。仕様書にどこまで記載するといった基準はあるか。	明確な基準はなく、必要な場合は記載することとしている。今回は仕様書には記載しなかった。

意見・質問	回答等
物役・随 126 令和5年度牛肉トレーサビリティ業務委託事業（DNA 鑑定照合用サンプル採取）	
専門性の高い業務なので1者応札とのことだが、受注者である日本食肉格付協会にはノウハウが蓄積され、効率化されて入札金額が下がることはないのか。	単価は変わっていないが、と畜場におけると畜数はここ数年増加傾向であり、効率化によって金額を下げるのは困難と考えている。
他に当該業務を受注できる技能を有する事業者について、国側では把握しているのか。	日本食肉格付協会の再委託先が同様の技能を有してはいるが、衛生及び商品管理の観点から、作業の均質性を確保する者としては現状では日本食肉格付協会のみと考えている。
毎年行っている事業だが、独占禁止法には抵触しないのか。過去他の事業者が入札に参加したことはあるのか。	排他的というわけではなく、他に公募に応じる参加者がいれば（公募型）競争入札に移行するため独占禁止法に抵触するものではない。過去の応募状況については、と畜場への入場が条例で制限されていることなどから、複数の応募があったことはない。
物役・随218 令和5年度みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち農林水産研究の推進（委託プロジェクト研究）（みどりの品種開発加速化プロジェクト）	
事業内容が多岐に渡っているが、事業を分散した方が他の事業者が参入しやすいのではないのか。	当該事業は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）を代表者とするコンソーシアムが受注している。コンソーシアムの傘下に民間や試験場などが参加しており、とりまとめとして農研機構が代表となっている。
専門性が高く、とりまとめのできる事業者が限られると思うが、他の事業者から問い合わせなどはあったのか。	他の事業者からも問い合わせは数回あった。技術的な専門性は高いが、学会などへ周知することで、1者に限定されないよう対応を行っている。

意見・質問	回答等
5年間のプロジェクトとのことだが、複数年の予算についてはどのようにしているのか。	毎年予算要求を行い、単年度ごとに契約することとしている。
予算成立後のコンソーシアムでの分配は、相手方が決定するのか。	基本的にはコンソーシアム側の判断となるが、国側が運営委員会などを開くことで、予算の配分に関して確認できる体制を整えている。